平成２７年（フ）第２４３号
滋賀県草津市笠山１丁目８―35　リバティヒルズ405　213号室、住民票上の住所滋賀県草津市笠山５丁目３番66―1306号　メゾンドール瀬田・公園都市
債務者　杉野　幸一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４８号
大津市千町１丁目18番２号　ファミール赤川７号、前住所大津市若葉台11番50―205号
債務者　橋爪由香子（旧姓坪木）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０８号
大津市一里山３丁目17番28号　松儀ハイツ302号室
債務者　野友アイ子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１２号
滋賀県草津市草津町1537番地23　エルシティ草津壱番館606
債務者　吉田　忠昭
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２６号
大津市一里山７丁目８番９号、前住所滋賀県湖南市水戸町23番地15
債務者　新藤　晃彦
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３５号
滋賀県栗東市出庭1733番地91
債務者　田中　健策
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３６号
滋賀県大津市大萱２丁目９番24―201号
債務者　相馬　利光
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
鳥取県米子市尾高町70番地、前住所鳥取県米子市角盤町３丁目113番地
債務者　髙橋　広樹
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３０号
島根県益田市三宅町１番６号
債務者　末永　重司
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第７８３号
広島県安芸郡海田町東昭和町７番33―９号
債務者　渡部　俊則
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
広島県尾道市木ノ庄町木門田437番地18
債務者　川上つたこ（旧姓筆田）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２８０号
愛媛県松山市西垣生町808番地１　シャルマンコーポ垣生601号
債務者　三好　彩
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
愛媛県新居浜市七宝台町甲237番地の127、前住所愛媛県四国中央市中曽根町138
債務者　佐光千代子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県直方市大字中泉848番地９　市住1465号、前住所福岡県直方市大字中泉848番地９市住840号
債務者　田中　麻由（旧姓仲野）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第９０号
鹿児島県霧島市国分重久380番地　重久団地２―301号室
債務者　池田　浩彰
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
長野県松本市大字笹賀5876番地６　内川東アパート３号
債務者　内川　敏明
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８６１号
京都市伏見区竹田久保町62番地１　足立ハイツ竹田507号
債務者　小西由香里（旧姓薮田）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係